

てしまったかのようで、もう諦めた。

4年間、市の取り組んできた対応への評価としては、大変残念なことが聞かれましたが、率直な被災者住民の声をお届けしました。今後の復興まちづくりへの米田市長の考えを、いま一度お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

被災者の皆様におかれましては、数多くおられます。そのお一人一人がいろいろなお考えをお持ちかと思っております。私は、やはり多くの皆様方のご意見をお聞かせいただくために、この駅北大火につきましては、ご承知のとおり、最低でも1か月に1回は被災者のお声を聞かせていただき、また、こちらの考え方を述べさせていただいたわけでありまして、非常に私といたしましては、ほかの都市の災害と比べて、きめ細かな対応を取ってきたと思っております。そういう中で、そのようなお考えをお持ちの方もおられるかもしれません。

しかし、私は、やはりこの計画の中でにぎわいづくりを進めていくという形の中においては、限られた計画の中では達成してないのかもしれませんが、しかし、持続できる体制を整えてまいったものでございまして、これからもやはりそれについては、今動いておるいろいろな団体、またいろいろな考えをそのまま続けていくことによって、私は必ずにぎわいは、また生まれてくるものと思っておりますので、引き続き、この取組については、支援をし、継続していきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

復興に向けて4年間、市長からは大変ご尽力いただきました。ありがとうございました。

また併せて、地域医療の確保についても大変なご配慮いただいたことを感謝申し上げます。さらなるご活躍を祈念申し上げます、私の一般質問を終わります。

○議長（中村 実君）

以上で、田原議員の質問が終わりました。

11時35分まで暫時休憩といたします。

〈午前11時27分 休憩〉

〈午前11時35分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、佐藤 孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。〔7番 佐藤 孝君登壇〕

○7番（佐藤 孝君）

日本共産党の佐藤 孝です。

通告書に従って、1回目の質問を行います。

1、豪雪対策について。

年末に降り出した雪は4日頃に小康状態になったものの、7日夕方からは日の光が見られない状態で、連日降り続けました。この間、市民、除雪作業業者も対策本部も、肉体的、精神的な苦労を強いられ続けました。

以下伺います。

(1) 道路除雪について。

- ① 令和2年度道路除雪計画書には、路線種別による除雪目標が記載されていますが、種別区分と住家の関係について伺います。
- ② 令和2年度道路除雪計画書の計画に対して、1月の豪雪時の道路除雪作業の状況はどうであったか伺います。
- ③ 降雪は、予想もしない、ひっきりなしの降りようで続きましたが、市民からの苦情やその内容について伺います。
- ④ 救急車や消防自動車が入れない孤立集落の状態は生じなかったか、伺います。
- ⑤ 道路除雪の改善と交通の確保は、市民の安心と安全を担保し、苦情の減少につながります。対策について伺います。
- ⑥ 市道、私道を含む袋小路の除雪体制と問題点について伺います。

(2) 災害救助法と屋根雪下ろしについて。

災害救助法が適用され、屋根雪の調査等、中山間地担当の民生委員の仕事が急に増えたと聞いています。以下お尋ねします。

- ① 市議会全員協議会で配付された、提出資料No.2の最終ページの災害救助法適用後の適用要件の根拠について伺います。
- ② 大雪が続いていたとき、交通機能が麻痺しておりました。世帯の資力及び労力のうち、資力を適用要件にするべき事態ではなかったと思いますが、いかがですか。
- ③ 災害救助法における雪は、土砂災害における土砂や倒木と同じで、障害物の除去という扱いのようであります。

台風が過ぎ去った後の土砂の除去と、雪が降り続く緊急事態真っ最中での、障害物（雪）の除去を分けて考えるべきと思いますが、いかがですか。

- ④ 豪雪に見舞われた場合、道路除雪がままならないことが予想されます。地域や民生委員の担当区ごとに、生命と財産を守るマンパワーを組織できれば一番安心できると思いますが、いかがですか。
- ⑤ 県は屋根雪下ろしの命綱固定器具設置について、既に補助金制度のある市町村を対象に、上限5万円の補助制度をつくりました。糸魚川市もこの制度をつくったらと思いますが、

いかがですか。

- ⑥ 災害救助事務取扱要領によると、「法による障害物の除去は、通常、住家内を対象としているが、原則として敷地内については、住家の出入口等で日常生活に支障を来すもの、また、放置しておくことが居住者等の生命に危険を及ぼす可能性のあるものは、実施して差し支えない」となっています。明かり取り等の窓はどうかとか、歩行困難者等、居住者の状態によって柔軟な判断ができると思われませんが、今回の市の対応について伺います。

以上、1回目の質問といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の1つ目につきましては、道路除雪計画において住家のあるなしにかかわらず、公共交通の重要性により、路線を第1種から第5種に区分いたしております。

2つ目につきましては、今回の豪雪は短期間で市内全域に及んでおり、除排雪に時間を要した路線もありました。

3つ目につきましては、これまでに1,500件を超える苦情やご意見等をいただいております。主な内容は除雪の方法や時間帯に関するものであります。

4つ目につきましては、能生地域の5つの地区で緊急車両等が行けない状況が発生いたしましたが、緊急事案はありませんでした。

5つ目につきましては、今後も交通確保を図る中で市民生活の安全・安心に努めてまいります。

6つ目につきましては、道路除雪計画に基づき除排雪を行っており、袋小路などでは市道であっても除雪を行わない場合もあります。

また、私道の除雪につきましては、行っておりません。

2点目の1つ目と2つ目につきましては、国の災害救助法や災害救助事務取扱要領及び県が定める基準によって、対応いたしております。

3つ目につきましては、屋根に積もった雪などを放置すれば倒壊するおそれがある場合に行う屋根雪下ろしや排雪が対象とされております。

4つ目につきましては、平常時から自治会、自主防災組織や民生委員等が連携することによって、災害時に要支援者の安否確認や避難誘導が円滑に行われるよう取り組んでおります。

5つ目につきましては、必要を捉え、検討してまいります。

6つ目につきましては、支援対象の要件や民生委員による状況確認に基づき、適切に除雪作業が行われたものと考えております。

以上、ご質問にお答えいたしましたが、再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますのでよろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

確認させていただきます。

先ほど、この①ですけども、除雪路線1種から5種までありますけども、住家のある路線というのは、1、2、3、4、5のうち、どこに当てはまりますかといいますか、住家のない路線が、第何路線だとかそういうことが分かりましたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

五十嵐建設課長。〔建設課長 五十嵐博文君登壇〕

○建設課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

市長答弁のとおりでございまして、路線の重要度ですとか交通量、それなりによって種別というものを定めておりまして、第1種のところでは、2車線を常時確保するとか、ずっとグレードが下がっていきますと、日中に何とか除雪を1車線でも確保するとか、そういうようなわけございまして、横に家があるから、ないからという区分をしてるわけではございません。幹線であって、例えば消防署の周辺というのは、住家はないですが、消防の緊急的な対応が必要だということで、常時の除雪の路線にしておりますし、町なかにあってもなかなか、市長の答弁ではございますが、袋小路になっていて、住家がありましてもどうしても市の除雪機械が入っていけないという場合もございまして、一概に住家がある、なしと除雪の種別というものがイコールという状況ではございません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

そうしますと第3種路線、第4種路線、第5種路線にも住家がある場所はあると。こういうことでよろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

五十嵐建設課長。〔建設課長 五十嵐博文君登壇〕

○建設課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

基本的には第1種から第4種までは、冬期の交通を確保しますので、住家があるという場合もございまして。

ただ、第5種になりますと、これは冬期間、真冬真っ最中のときには、除雪を行わずに春先、融雪時になりますと、除雪を実施するというところで、第5種に住家があるところに、逆に当てはめるわけにまいりませんので、第1種から4種のところには、住家があり得るという状況でございまして。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

そうしますと3種も状況によっては、一時交通不能となる場合もある。4種も状況によっては除雪不能となる場合もあるということで、場合によっては、そこに3種路線、4種路線の周囲に住んでいる人は、除雪してもらえない場合があると。こういうことでよろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

五十嵐建設課長。〔建設課長 五十嵐博文君登壇〕

○建設課長（五十嵐博文君）

私どもが委託しております業者の皆さんは、そこまで厳密に意識をしてやっとならんで、やはり朝の7時ぐらいまでに何とか開けたいというような気持ちで除雪はやっていただいておりますが、私どもは種別として、このような分け方をして、いざとなったときの優先順位をつけるとというような状況とご理解いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（中村 実君）

佐藤議員にお願いします。

マスクを取るか、もう少し大きい声で発言お願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

大体、状況は分かりました。苦情について、1,500件ぐらいあったと。中身も、この前の田原さんの質問で大体聞きましたので、分かりました。

救急車、消防車が入れない孤立集落、能生で5か所ほど、5か所というか延べもあるかもしれませんが、あったそうなんです、そこを今回、消防、救急車が入れなくて困ったというような、そういうようなことはございませんでしたでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

小林消防長。〔消防長 小林正広君登壇〕

○消防長（小林正広君）

お答えいたします。

先ほど市長からの答弁にもございましたように、この豪雪で5地区ほど、時間帯等もちょっとずれたりしておりますが、孤立というか、そこへ、集落に向かう道が通れなかったと。倒木等によって通れなかった。したがって、孤立状態になったという時期がございました。

ただ、その期間も、消防あるいは救急車両の要請されるような事態はございませんでした。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

私の家は、能生川沿いに通る県道246号線の小見、そのバス停のところで右折して、海側沿いに350メートルほど山へ入ったところにあります。敷地と私道の境には、冬には流雪溝になる用水路が通っております。

1月8日の夕方には、用水路の水も減少していて、ほとんど流れておらず、流雪溝としては、ほぼ使えない状態になっておりました。夕方から、さらに雪の降り方が激しくなり、気温も下がってきましたので、恐らく次の日には車が出るには大変だなと思って、スノーダンプで市道から約10メートル離れた小見川まで、雪の掘り割りを造りまして、次の日に準備したんです。

予想どおり9日、土曜日の早朝には、車の屋根には70センチほど雪が積もって、前日に造った雪の掘削道をスノーダンプで上雪をどかしながら、今度は本格的に雪出したんですが、それでも除雪車は来ないし、隣の両隣のうちまで、かんじきを久々に履いて、道つけを昔みたいにやったんですが、もう結局、車を出すことができずに自分の屋根の雪を下したほうが一番利口だなということで、屋根雪下ろしをして、くたびれてたんですが。市内あちこち、山間地はみんなそんなような状況だったと思います。

市の大雪対策本部等が、市役所に集結することも難しかったんじゃないかと思いますが、その点、どんな状態だったでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

五十嵐総務部長。〔総務部長 五十嵐久英君登壇〕

○総務部長（五十嵐久英君）

今回、9日、10日、11日が、土・日・祝日ということで、その3日間については、10時から対策本部会議を開くということで連絡をさせていただいたところ、基本的には大雪にもかかわらず、ふだん車を使って通勤されてる部・課長についても歩いてきたり、何とか車で来たりということで、おおむね理事者を含めて、その3日間の本部会議については部・課長本人が出席して、対応したような状況だったというふうに認識しております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

県道やなんかは、割合と除雪は何とかなったんかもしれませんけども、市道の場合には、なかなか除雪は間に合わなかったような状態でありました。道路除雪従事者は、通勤時間に完了するために早朝から作業を始めて、終了したら急いで自宅へ戻って、朝食を食べて、それから建設会社なりへ行って、その途中にも雪が積もると、また除雪に出ていって、本当に自分の現場から出たり入ったり、出たり入ったりしながら、また夕方、除雪を、帰宅する通勤者に間に合わせるように除雪をやってるわけです。それもこндаけ雪多くなると、なかなか思ったように次の場所は回れなかったりしております。

とにかく、1日に働く時間が随分長くなってしまって、肉体的な疲労やなんかも大変な状態が続いたと思うんですが、こういう除雪業者の状態を把握してますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

五十嵐建設課長。〔建設課長 五十嵐博文君登壇〕

○建設課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

各除雪業者の皆様が、どのように職員の配置や勤務形態を取っているか、それを数値ですとか時間というところでは、申し訳ございません、把握はできておりません。

ただ、今回の豪雪の中で、業者の皆様からは、もう日付の変わった頃から、もう本当に深夜、休日かかわらず、懸命に作業いただいております。

ある業者の方から、これちょっと昔の話なんですけど、昔の大雪のときに、早朝除雪が終わると、その次は屋根雪下ろし、それが終わると、また除雪と。機械に乗っておるか、人の屋根に上るとるか、そのどっちかの状態だと。非常に大変な仕事だということをお教えいただきました。除雪業者の皆様方からは、非常に大変な思いをしていただいて、市民の交通の足というものを確保していただいたというふうに私は感謝しております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

私のすぐ隣にも、朝早く除雪する、除雪に行く人がいるんですけども、ちょうど出たら、徳合線の方面だったもんですから、雪崩か何かあって、なかなか帰ってこれなくて、家族が心配してるような状況がありました。

このように除雪作業をする人は、本当にこうやって雪降られるとタフな仕事なんです。今回のように豪雪が何日も続きますと、除雪車両のオペレーターの負担が大変に大きくなって、それこそ過労死ラインを超えるような時間外労働になる可能性も考えられるんですが、ここら辺もあわせて、高齢になった除雪オペレーターは、なかなか勤まらんというような状況があるんですが、そこら辺の状況を把握してますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

五十嵐建設課長。〔建設課長 五十嵐博文君登壇〕

○建設課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

実際に、もう今シーズン前に高齢で、もうできなくなったとか、オペレーターが定年退職で大分いなくなったということで、複数の業者から、もう除雪をやめたいですとか、一部除雪の路線を絞ってもらいたいというようなご要請をいただきまして、私ども事前に調整をさせていただきまして、オペレーター不足というのが大変深刻な問題です。

また、今回の豪雪の場合には、大変な、通常の勤務時間以外にもたくさん働いていただいとると思いますが、ただ、当然、労働基準法の定め、労働時間、時間外労働の上限というものもございません。

また、災害による臨時の必要がある場合の時間外労働として、所定の手続を踏むことで、労働時間の延長をすることができるというふうには書いてございますが、ただ、手続取ってりゃいいんだということではございません。これが自然を相手にする職業のつらいところでございます、そういう業界になかなか若い人が入ってきてくれない。担い手不足にも通じる、これは深刻な問題で、糸魚川市だけではなくて、全国的な深刻な問題であると捉えておりますので、いろんな支援策というものをこれから考えていく必要があるというふうに、私どもは捉えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

私も建設会社で働いていたもんですから、大体状況は分かるんですが、団塊の世代と言われた人たちが、どんどん退職してしまって、70以上になっております。重機オペレーターは、当然、高齢化しております。長年にわたって働いてきた重機オペレーター、放すと冬の除雪に困るということで、とにかく残ってくれというふうな形で、私が前にいた会社もそういうような形で重機オペレーターだけは残すような形を取っておりました。

重機オペレーターは、やっぱり除雪を長い間やってるもんですから、技術といいますか道を熟知しております、若い人にぱっと代わってもなかなかできない。若い人育つには、5年越しでもかかるような状況であります。

糸魚川市にとって、そこら辺の除雪会社、除雪作業会社の状況とかありますもんで、道路除雪の将来の見通しは、どんなふうに考えておられますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

五十嵐建設課長。〔建設課長 五十嵐博文君登壇〕

○建設課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

先ほども答弁いたしました、何年か前から、もう少し減らしてくれ、辞めたいんだけどというところを、私どもは何とかしてくれんかということでお願いして、何とかつないできたんですが、年でもう無理だということで、そういう状況に陥ったものでございます。

今、私どもが考えておることを若干申しますと、そういう市内の業者の皆さんの持つておられる機械ですとか、受け持つておられる路線について、いま一度、少し効率化を図って、あまり端から端まで行かんでいいようにとか、機械と路線のミスマッチがちゃんとないかどうかとか、その辺の再編を業界の皆さんと一緒に考えていこうということを計画しております。

また、オペレーター自体の確保というものも重要であると思っておりますので、商工観光課のほうと少し連携いたしまして、大型特殊免許を取得する際の支援というものをさせていただいて、先ほど議



員ご指摘のように、なかなか熟練するまでに時間かかるものですから、そういう若手の方から少し免許をちゃんと取っていただいて、そういう作業に従事していただけるような、私どもはアシストをさせていただきたいということも考えておるところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

雪は、大雪が降るときにほとんど降らないときと、全く予想がつかない状況でありますので、なかなか除雪業者のほうも人間を用意していいのかどうか分からないところがあります。除雪機械の稼働が少ない年の待機料について、糸魚川市は地域を三つに分けて、平野部、中間部、山間部、それぞれの基本待機時間を稼働時間が下回った場合に、下回った時間について一定の単価で補償するという形であります。

山間部の車道除雪機械について、糸魚川市と上越市の基本待機時間を比較してみました。糸魚川の基本待機時間は、90時間となっております。上越市の2019年の標準稼働時間は140時間ということで、私には随分差があるように思えたんですが、この違いはどうお考えになりますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

五十嵐建設課長。〔建設課長 五十嵐博文君登壇〕

○建設課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

ちなみに上越市の2020年度の標準待機時間は、180時間でございます。待機料の支払いにつきまして、それは基本待機時間の考え方というのは、その市町村の実情に応じて設定をされているものかというふうに思われます。

糸魚川市の場合ですと、実際に除雪業者の皆さんに、待機ではなくて作業を行っていただいた際に、その稼働費というもののほうに少し重きを置いた制度設計をしております。県の単価を参考にしておきまして、その県の単価を実際に稼働したほうに、待機料のほうは少ない、上越市さんとかほかに比べると少ないかもしれないですが、動いたときの金額は、逆に多く払うような仕組みを糸魚川市のほうでは取っておるというような状況でございます。

以上です。

○議長（中村 実君）

佐藤議員の質問の途中ではありますが、昼食時限のため、13時まで暫時休憩といたします。

〈午後0時01分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

先ほど上越市と比較しましたときに、上越市とはちょっと仕組みが違うようだったものですから、その続きはやめときますが、とにかく除雪業者のモチベーションが高まってないと、なかなか除雪はうまくいかないもんだと思います。これもちょっと単価やなんかの関係違うかもしれませんが、県のほうは、山間地域、待機時間287時間となってまして、それも随分、糸魚川と違うなと思ったものですから話したかったですが、これも時間当たりの単価の問題もありますので、ここではやめておきます。

あと、ここら辺をまたしっかり点検してもらって、結局お金に直さんと分かんところありますから、そこら辺の検討をお願いします。

火災とかほかの自然災害等の非常時に備えては、消防署があるわけですね、常備消防。万が一のときには、すぐ出動してもらえる。そういう形にあるわけです。大雪も自然災害の一つなんですけども、これは常時設置している消防のようなわけにはいかない。そういうような状況で、ちょっと変わった災害というか、ちょっと違った自然災害の一つだと思います。

市は、市民の命と健康を守って頑張っているわけですが、今年のような大雪では、今の体制では役目を果たすことは困難になってきたと思われるんです。

糸魚川市よりも降雪が多い十日町市の除雪基本料金支払制度というのがありまして、過去10年間の平均除雪費の70%を先払いして、除雪要員の確保と確実な道路除雪を行ってもらおうことを目指しているようであります。糸魚川市でも、これに倣った対策といますか、これを少し研究してもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

五十嵐建設課長。〔建設課長 五十嵐博文君登壇〕

○建設課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり十日町市の支払い方法は、おおむね70%をもう、過去10年の平均して70%を支払うというもんなんですが、実際に時間が70%にいかなくなっても、その70%を精算して、後から返してもらおうということもしないと。逆に、その70%を超えた場合には、普通の単価等から少し割り引いた格好で70%から上乘せをしていくという、かなり私どもとは異質なやり方、それもまた十日町市さんのほうの実情に合わせたやり方なんだと思います。

また逆に、糸魚川市のほうでやっております除雪機械に対します固定費の支払い、待機料ということに関しましては、十日町市さんのほうはやっていないということですので、その辺を勘案した彼らの長年の経験から出てきたんだろうと思います。それぞれ実情に合ったやり方があるかと思っておりますので、今ほどのご指摘も、今後検討していく上での参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

その十日町市なんですけど、除雪業者にアンケート調査を行ってございまして、除雪業者の実情や業者の希望、それを把握するようなことをしながら、将来の除雪体制をつくろうとしているようです。

糸魚川市でも今年の豪雪対応の検証とともに、除雪業者の将来に目を向けて状況をつかんでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

五十嵐建設課長。〔建設課長 五十嵐博文君登壇〕

○建設課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

今ほどのご指摘ですが、今まで私どもアンケートというものは、やってこなかったわけですが、今回のこの大雪を受けまして、建設業界のほうに応援要請という形で、一斉除排雪というものをお願いいたしました。そういう背景もあったもんですから、今後、豪雪時期が終わりまして、通常ですと降雪前に行っている皆さん、業者さんとの打合せですとか、地域に入った打合せみたいのを今回のやつを踏まえた反省というか、振り返りということをまず一度やってみたいと。そういう中で、先ほども答弁いたしましたけど、受持ち路線と持っている保有機械の再調整というものも図りながらやっていきたいというふうに、私どもアンケートというよりは、直接業界のほうと声を聞いて対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

ぜひよろしくお願ひします。これ除雪をしっかりとやらせてもらうことが、市民にとっても生活の一つの希望になりますんで、よろしくお願ひします。

それでは、袋小路の状況についてです。

袋小路に住む市民からのSOSというのは、どの程度だったものでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

五十嵐建設課長。〔建設課長 五十嵐博文君登壇〕

○建設課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

すみません、数のほうは押さえてきておりませんでしたけど、数は多くなかったと思いますが、声をいただいております。

これまでは、ご近所の皆さんと一緒に除雪をやってきたけど、この豪雪だと、もはや人の力だとやり切れんですとか、何とか自分たちのうちの近くの除雪業者を紹介してもらえないだろうかという相談をいただきました。袋小路に限りませんで、私道の沿線の皆様からも同様なお声というのも頂戴しておるところでございますが、私ども、皆様方に関しましては、市の除雪計画というものを説明する中で、ご理解いただけるように努めております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

袋小路、これ市道と私道があるようなんですが、じゃあ私道については、全く市は関知しないような形で、糸魚川市のほうの市道のほうは、除雪する路線と、また除雪できない路線もあると。そういうことだと思います。

確認しますが、私道について、市は各地域に貸与している除雪車、除雪機、これは使えるものなんでしょうか。全く使えないものなんでしょうか。そこら辺の考え方をお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

五十嵐建設課長。〔建設課長 五十嵐博文君登壇〕

○建設課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

小型除雪機の貸与に関しましては、市の除雪計画では対応し切れないような、例えばそういう袋小路みたいなところの除雪を地域の皆さんから担っていただいているというようなことを目的としております。

今ご指摘の私道ですとか、私有地に活用、これは制度上はしていただいて構いませんということにしております。

ただ、その場合には、それに相当する部分の燃料費は、糸魚川市のほうで負担いたしませんので、シーズン前にその辺の打合せをしてから取り組んでくださいという制度上になっております。

ただ、今度、貸与された区のほうにも、またそれなりの順番とかルールがございますので、そこは一概に、私道借りとするのに、やってくれるやってくれるところちょっと私どものほうでは分からないところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

それでは、私道のほうも機械は使わせていただけるということで、油とかそこら細かいところは、その地区と相談してというような形になるということで理解しました。

私、約10区ほどは袋小路使ってる、その地域の声聞いたんですけども、古い時代に宅地造成し

た場所なもんですから、袋小路が私道のまま幾つかの世帯が住む、約10戸ぐらいなんですけども、高齢化したと。そういうところがあったんです。除雪は、先ほど課長が言われたように、以前は近くの建設会社をお願いしていったけども、その会社がなくなってしまった。今年のような大雪になると、除雪しないと万が一のときの救急車も入れないし、消防自動車も入れない。こういうところは、市として何とか改善する方法があるんじゃないかと思うんですが、そこら辺は何か考えておられますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

五十嵐建設課長。〔建設課長 五十嵐博文君登壇〕

○建設課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

先ほども答弁を何回かいたしておりますが、糸魚川市の除雪計画は、私道に関しましては、除雪というものは行いません。

ただ、小型除雪機の貸与してるやつを活用いただきたいということと、もう一点は、今後同じような袋小路のような造成が少しでも抑制できるように、開発行為に対する指導ということも建設課のほうで取り組んでおるところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

その地域の人は、私道なんだけども、これ何とか市道に組み込んでもらえないもんかという声を聞いたんですが、道路幅は4メートル以上あるんですけども、そういう可能性はどういうものなんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

五十嵐建設課長。〔建設課長 五十嵐博文君登壇〕

○建設課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

市道を認定するためには、袋小路ではないとかいろいろな、今ほどの幅員とかいろいろな要件がございます。構造的な要件がございます。今現在の袋小路の状態のままの私道を、そのままの形で市道認定するという事は、できないというのが今のルールになっております。

逆に、それが糸魚川市道、市道である場合であっても住家がないですとか、除雪機が通り抜けできない。回転ができないと。また狭いというときには、逆にそれは糸魚川市道であっても除雪が行えないというような状況でございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

あそこの地域の人にしてみると同じ税金を払っていて、自分のところはいろいろ苦勞が多いと。そういうようなことで、私道を市道にしてもらえんもんかと、そういう声が出てきたわけでありませぬ。

一定以上の降雪があった場合、市の道路除雪路線以外の生活道路、私道もみんな含めてですが、行政区等で地区全体の状況を見た上で、掘削機とかダンプとかを借りて排雪する。そういうようなことをした場合に、その費用を市が補助してくれるとか、そういうような制度はあるものでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

五十嵐建設課長。〔建設課長 五十嵐博文君登壇〕

○建設課長（五十嵐博文君）

今、糸魚川市の除雪計画のほうでは、一斉屋根雪下ろしというものに関しまして、その排雪等に対する支援、地元の負担が幾らから幾らというような、何%から何%というような割合で、地元と市のほうで負担をし合うというような制度はございます。一斉屋根雪下ろしの負担の割合に関しましては、今回、豪雪を受けまして、3月31日までの間、少し割増しといたしますか、市の負担、持ち出しのほうを多くした対応をとるとというような状況ですが、私道の、私の敷地内の雪を道路に出して一斉にというような制度というのは、今それを、先ほど田原議員の質問にもあったんですが、そういうような制度は今のところはございません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

私道といいましても、1戸が使ってるというだけでなく、約10戸ぐらいがL型に曲がったところで使ってる場所なんですけども、そういうところの一斉屋根雪下ろしの仲間にしてもらえるということはあるものでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

五十嵐建設課長。〔建設課長 五十嵐博文君登壇〕

○建設課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

屋根雪下ろしの場合には、これは地区の皆さんが一斉にやるということが条件でありまして、目の前の道路が、糸魚川市道であろうが、県道であろうが、私道だろうが、そこは支援の対象にさせていただきますので、ぜひご活用いただければと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

そうならぜひよろしくお願いします。

次、（2）に行きます。災害救助法と屋根雪下ろしについてであります。

1月10日の日曜日です。災害救助法が適用されました。私は、前日から車が出せずに、かんじき履いて県道の小見バス停まで様子を見にいきましたけども、どの家も自分のうちの雪を一生懸命構っていて、周りのうちが、例えば人数おらんで屋根構わんでおっても、そこらに手出せるような余裕がなかったと思います。10日の日も市道の道路除雪は無理だろうと私も思いましたもんですから、私のうちは、海岸から3キロぐらいありますけど、上ったとこですけれども、能生谷の場合も10キロ以上も奥はありますんで、奥の人は大変だろうなと思ったわけです。それでも車で見に行くわけにもいかず、しょうがないという状態でした。

次の1月11日だったと思いますけども、朝に槇地区の知り合いから電話がありまして、家の前の道路は除雪されないし、屋根の雪は今まで見たこともないほど積もっていると。何とか助けてほしい。こういうSOSがありまして、その家は、私のうちから約4キロほど、能生谷線奥へ上ったとこなんですけども、その槇地区でも一番高いとこにありまして、袋小路ではないんですけども、両隣の家とは300メートル以上離れています。雪も随分、股下まであったんですけども、そこへ何とか応援に行こうと思ってしたんですけども、私の家は県道から離れてまして、車は出せない。どうせ車に乗っていったところで、その地区行ったら、車止める場所もない。駐車場ないところへ車持っていっても応援なんかできっこないと思いましたんで、能生の街のほうに住む友達に電話して、送ってくれと話したんで、それは8時頃だと思えますけども、でもやっぱり能生地区のほうもみんな車が雪の中に埋まっちゃって、実際に送りの車が来たのは、11時になるような頃になってようやく車が来てくれたんです。全体にひどい雪だったから、どうしようもないんですけども。そこまで、槇地区まで4キロぐらい送ってってもらいまして、スノーダンプ一つでもって雪をかき分けながら、そこに上ったんですけども、やっぱり2.5メートル、3メートルの雪がありまして、これはすぐ雪どかすしかしょうがないと思ってやったんですが、本来、市議員がやることじゃないかもしれないんですけども、それ見たら、もうやらざるを得んというような状態でありました。すぐに屋根上がって下したんですけども、午後になったらその親戚が友達連れてきて、3人でやって、何とか夕方までに多分、二、三日は、うち大丈夫だろう。潰れることないだろうというような状態にして帰りました。

私はそうだったんですけども、その頃に担当地区の範囲の中を除雪してない道も通ったりしながら、安否確認もしながら、自分の担当区域を回っていたのが民生委員であります。民生委員の人たちは、災害救助法の適用すべきと思われるうちをみんな調査して、安否確認もしながら調査して回ったみたいなんですけども、その人たちから聞こえてきた声があります。ちょっと紹介させていただきます。

1年ちょっと前にやり手がなくて民生委員引き受けたんですけども、こんなに仕事来るとは思わなかったという声。それから、災害救助法が適用されたんだから、いつ潰れるか分からない状態の高齢者世帯の命を守る活動だと思って、雪の中を頑張って歩いて回ったと。担当集落をくまなく回

って調査して、市に報告したけども、災害救助法の適用にならない世帯も多く、調査に伺った対象にならなかった世帯に申し訳ない思いをしたという話が。それから、民生委員の目から見て、対象になる世帯と対象にならない世帯の差がよく分からない。あそこのうちが対象になるんだったら、こっちのうちは絶対対象になるはずだと思って、申請してみても駄目だったとか、そういう声も聞こえました。高齢者世帯が多くて、道路の確保もままならない状態で、こんなに適用要件から外れる世帯が多いんなら、地域でボランティア団体でもつくって、地域の人の命と財産を守るしかないのかなと。そういうような声も聞こえてきました。

災害救助法の目的は、災害時に応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ること、これが目的だとなっております。大雪による雪崩や家屋損壊等を災害とするか、大雪そのものを災害とするか、これはちょっと判断の難しいところではありますが、近年は、大雪そのものを災害として、生命を守る方向にあるように思います。雪という障害物を適宜除去さえすれば、生命を守ることができる災害だからであります。その考え方からすると、生命を守れるかどうかの瀬戸際において、資力、資金力ですが、それがどうかの判断をしているうちに、家が潰れて生命が危険にさらされることも考えられます。平常の積雪ならば、市内に住む子供たちが屋根雪下ろしの応援に来ることは可能だと思います。

しかし、災害救助法が適用になるような事態になると、道路交通も麻痺し、地域全体がどの世帯も同じような危険な状態になって、隣近所の世帯も自分の家を守るのが精いっぱいとなります。

令和2年5月の災害救助事務取扱要領によりますと、豪雪災害については、その第4、救助の程度、方法及び期間に関する事項、この14番、障害物の除去、その部分に記載されておまして、(2)の対象者の、そのイの部分を見ますと、次のように書かれています。

放置すれば、住家の倒壊等により、多数の者の生命または身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって、自らの資力及び労力によっては除雪を行うことができない者、これが対象となっております。

糸川市が、市内570世帯のみを災害救助法の対象世帯とした根拠がここにあるんでしょうか、ちょっと教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

嶋田福祉事務所長。〔福祉事務所長 嶋田 猛君登壇〕

○福祉事務所長（嶋田 猛君）

お答えいたします。

先ほど市長が答弁でも申し上げましたとおり、今回の対象世帯につきましては、国の災害救助法、また取扱要領、さらには県のほうでもってます基準によって定められておまして、今回の対象世帯につきましては、資力、また労力がない世帯を対象としておまして、資力につきましては、特に市民税の非課税ないしは均等割の世帯のみということで、世帯を対象としたものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）



その資力、除雪する資力がない世帯を住民税非課税または均等割のみの世帯、これを条件を決めたのは、市ですか、それとも国ですか、県ですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

嶋田福祉事務所長。〔福祉事務所長 嶋田 猛君登壇〕

○福祉事務所長（嶋田 猛君）

お答えいたします。

資産のないという部分での市民税の取扱いにつきましては、県が定めております基準等によるものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

今回の大雪は、3日か4日で終わったから、これでそれでも助かったんですけども、もう一日、二日続いたら、とんでもないことになってたと思います。これはそうなったときに道路も麻痺していて、資力があるから屋根雪除雪できるかといったから、それはとてもできないと思うんですね。お金があっても応援は来れない。労力は、災害救助法の対象世帯のどこへ大部分が行ってますんで、これは資力の問題で排除された人たちは、誰も応援は来てくれないし、自分でも雪掘れない。これ大変な思いしたと思います。

ここで、ちょっと私、一つ文書手に入れたんですけども、平成24年度災害救助担当者全国会議、こういう文書が手に入ったんです。これは東日本大震災後の異常気象の頻発の対策として、災害救助法等を見直したものであります。東日本大震災の次の日、長野県北部地震がありまして、次の平成23年から24年の冬の豪雪も長野県北部ではありました。

これを踏まえて、その文書には、大雪災害においては、自ら除雪を行う人員の確保が難しい状況であることが想定されるため、資力の有無にかかわらず、同法による住宅の除雪を行うことができる取扱いとしているので、ご留意願いたい。

なお、これらの取扱いを含め、法による救助については、同法が適用された市町村に住民票がない方についても、ひとしく対象となることを念のため申し添える。こういう文章が書かれておりました。

それで、それを受けて、県が6月14日、5月31日にその会議があったんですけども、県のほうが6月14日に豪雪時における災害救助法適用基準の見直し検討会、これを開いております。県内の自治体から各市町村の代表が参加しているんですが、糸魚川市では、現在の小林消防長が参加しておられます。今言った資力は問題ならんということだったんですけど、その点、小林さんどう思ったでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

小林消防長。〔消防長 小林正広君登壇〕

○消防長（小林正広君）

お答えいたします。

平成24年に開催された会議というか説明会ですね。当時、私、防災室におりましたので、防災室の立場で参加を、福祉事務所の職員と一緒に参加しております。

ただ、申し訳ありません。大変前のことなんで、会議の詳細については、はっきり記憶しているわけではございません。

それで、災害救助法が適用されるということは、ワンポイント、ほんの小さい範囲で災害が起きたということではなくて、広い範囲に大きな災害が起きると。こういう状況があるわけでございます。この大雪に対しては、資力のある、ないにかかわらず、雪は同じように降りますので大変なわけですが、かといって気持ちとしては、みんなの雪を掘ってあげられればいいんですが、一定の基準を設けて、やはりどうしてもやる手段がない人について、手助けをしなければならないというのが、法の趣旨だというふうに思っております。

そこら辺を考えながら、やはり国のほうでは、原則は資力、それから労力がない人としながらも、やはり柔軟に対応できるように会議の中でそういう文言というか、言葉になったというふうに感じております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

災害救助法の適用世帯が、適用対象が増えれば増えるほど、労力はますます必要になるわけであり。これを、その労力がそこへ入るには、道路除雪が本当に大事になってきます。幾ら労力が海岸端にあっても、奥まで車が行けないような状態では困ります。ぜひとも道路除雪のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、災害救助法は、先ほど小林さん言われたように柔軟に対応するべき、そこは聞いております。以前に、資力の問題をなくす。そういうことがあったもんですから。

以上で、終わります。

○議長（中村 実君）

以上で、佐藤議員の質問が終わりました。

13時35分まで暫時休憩いたします。

〈午後1時29分 休憩〉

〈午後1時35分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、山本 剛議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕